

知っているようで本当は知らないEtc.~増値税インボイス(発票)とその電子化

中国ビジネスに携わる者にとって、“発票”は非常に身近な存在であるとともに、時には大きな悩みの種となります。近年の営業税の増値税への一本化政策に伴い、日常の取引において目にする“発票”は「増値税発票」に統一化されつつあります。「増値税発票」は、“増値税専用発票”と“増値税普通発票”の二種類に区分されますが、“増値税普通発票”については、電子化して電子発票として発行することが認められています。近年、インターネットを経由した電子決済が急速に増加し、これに対応して“発票”についても急速に電子化が進んでいます。そこで、今回は、増値税発票とその電子化について、仕組みと注意点を解説します。

1. 中国における“発票”の意義

中国における“発票”とは、商品の販売や役務の提供、その他の経営活動において、その対価の収受の証憑として発行される文書をいい、この意味では日本でいう“領収書”と同義となります。しかしながら、中国でいう“発票”は、税収管理のため国务院及び税務局の管理下において発行される文書をいい、企業や個人が自由に発行することができる“領収書”（中国語でいう“收据”）とは区別されます。そのため、この“発票”を日本語で訳する場合には、“領収書”とは言わずに、“発票”（ファープィャオ）もしくは“税務インボイス”というように表現するのが一般的です。

このように、“発票”は取引対価の収受に関する税収管理の目的で発行される文書ですので、企業もしくは個人に支出が発生した場合には、一部の例外を除き、支出の証憑として支払先から受領した“発票”の原本を保管しなければならないものとされています。

2. “増値税発票”とその電子化

“発票”は、管理対象となる税目に応じて“増値税発票”と“営業税発票”とに区分されますが、近年、営業税の増値税への一本化政策の実施に伴い、日常的な取引で収受する発票は“増値税発票”に集約されつつあります。また、“増値税発票”は、税収管理の目的により“増値税専用発票”、“増値税普通発票”及び“その他の発票”に区分されますが、現在では“その他の発票”は公共料金や交通機関等から発行される発票など限定的な場合に限られ、基本的には“増値税専用発票”もしくは“増値税普通発票”が発行される状況なっています。

このような状況の下、“増値税普通発票”については電子化して電子発票として発行することが認められています。電子発票は、取引対価の受領者が発票発行に必要な一定の手続きを行うことにより発行され、支払人に対してはPDF等の形式で電子化された発票情報が送付さ

れます。電子発票の受領者は、受領して一定期間内に税務局が提供するインターネットサイト上で真偽の確認を行い、送付された発票データに基づき財務処理を行います。前述のとおり、企業もしくは個人は、支出の証憑として、原則として“発票”の原本を保管する義務がありますが、電子発票については、この発票データを証憑として財務処理を行うことが認められます。

3. 注意点

このように、従来の“発票”は、支払人の手元に必ず原本が実在しましたが、電子発票については、支払人は発票情報を確認するのみであり、原本は支払人の手元に存在しません。そのため、電子発票の発票情報を受領した場合には、必ず税務局が提供するインターネットサイト上において電子発票の真偽を確認する必要があります。当然ながら、発票に記載された支払人の名称や取引の内容についても正確であるか否か確認を行う必要があります。

また、従業員が立替払いした会社費用について電子発票が発行された場合、従業員が会社に対してこの費用精算を行うためには、PDF等の形式で送付された電子発票の情報をプリントアウトした資料をもって支出証憑とすることになります。性質上、電子発票の情報のプリントアウトは複数回行うことも可能ですので、悪意に使用しようとする場合には、同じ電子発票で複数回費用精算を行うことも可能となります。そのため、企業としては、電子発票による費用精算を行うに当たっては、証憑とされた電子発票が過去の費用精算の証憑とされた電子発票と重複しないことを確認するなどの注意が必要となるものと考えられます。

【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング(税理士法人成和)では、2017年4月より毎月、“ツボを押さえる中国ビジネス基礎講座”と題した無料勉強会の開催を予定しております。4月、5月のテーマは以下の通りとなっております。参加をご希望の方は、下記の連絡先(担当:西澤)までお問い合わせください。

- 2017年4月26日(水)16:00~17:30 【定員5名】
テーマ : 中国国内組織の基礎を理解しよう
~ 現地法人と駐在員事務所の相違について
 - 2017年5月31日(水)16:00~17:30 【定員5名】
テーマ : 外国人就業管理の基礎を理解しよう
~ 外国人就業管理制度と出入国管理制度について
- 講師 : 上海成和ビジネスコンサルティング 西澤民行
会場 : 上海成和ビジネスコンサルティング 会議室

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室
電話番号: +86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>